

自転車安全利用条例

令和二年七月十三日

宮城県条例第五十号

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全利用の促進について、基本理念を定め、県、県民、自転車利用者その他の関係者の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって歩行者、自転車、自動車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 県民等 県民又は県内に滞在し、若しくは県内を通過する者をいう。
- 三 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 五 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び市町村の機関をいう。
- 六 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- 七 事業者 事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 八 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 九 自転車貸出業者 道路（法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。第十二条及び第十四条第四項において同じ。）において利用する自転車の貸出しを業とする者をいう。
- 十 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 十一 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。

(基本理念)

第三条 自転車の安全利用の促進は、自転車の利用が環境への負荷の低

減、県民等の健康の増進、災害時における交通の機能の維持、観光の振興等に資するものであるとの基本的認識の下、県、県民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携して、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 自転車の安全利用について理解を深めるための学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全に関する教育及び啓発
- 二 乗車用ヘルメットの着用の促進
- 三 自転車の定期的な点検及び必要な整備の促進
- 四 県民等、自転車利用者、保護者、市町村、関係団体、事業者等が実施する自転車の安全利用の促進に関する取組に対する情報の提供、助言その他の支援
- 五 学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報の提供その他の必要な支援
- 六 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用を促進するために必要な施策

2 県は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要に応じて、これらの者に対して協力を求めるものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、自転車の安全利用について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等における自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

第六条 自転車利用者は、法その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、車両（法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者としての責任を自覚し、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、他人に迷惑を及ぼすおそれがある運転をしないよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車で歩道（法第二条第一項第二号に規定する歩道をいう。）を通行する場合において、その通行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。

- 4 自転車利用者は、自転車横断帯（法第二条第一項第四号の二に規定する自転車横断帯をいう。）が併設されていない横断歩道（同項第四号に規定する横断歩道をいう。以下この項において同じ。）を歩行者用信号機（同条第一項第十四号に規定する信号機で歩行者の通行の用に供するものをいう。）に従って自転車で通行する場合において、その横断歩道に通行している歩行者がいるときは、当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。
- 5 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
- 6 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

（保護者等の責務）

第七条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- 3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。
- 4 七十歳以上の者の親族は、自転車を利用する当該七十歳以上の者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する助言その他の自転車の安全利用のために必要な助言をするよう努めなければならない。

（学校の長の責務）

第八条 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

（関係団体の責務）

第九条 関係団体は、法その他の関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 関係団体は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第十条 事業者は、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に、自転車の安全利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自転車の安全利用について理解を深め、その事業活動を通じ、自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進する

ための施策に協力するよう努めなければならない。

- 4 事業者は、事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

（自転車小売業者の責務）

第十一条 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車の安全利用、点検及び整備の方法に関する情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（自転車貸出業者の責務）

第十二条 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

（自動車等を運転する者の責務）

第十三条 自動車（法第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。）

又は原動機付自転車（同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）を運転する者は、自転車の側方を通過するときは、交通事故を防止するため、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

（自転車損害賠償保険等への加入）

第十四条 自転車利用者（未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。）は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車利用者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。
- 3 事業者は、その業務において従業者に自転車を利用させるに当たっては、当該従業者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。
- 4 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。
- 5 県は、関係機関と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供、啓発その他の必要な施策を実施する。
- 6 学校の長は、その児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければ

ならない。

（自転車損害賠償保険等への加入の確認）

第十五条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加していることを認めることができないときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（道路交通環境の整備）

第十六条 県は、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に関する事業を推進するものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。